

中国税務速報

2026 年 8 月 14 日

一、「国家税務総局公告 2026 年 第 15 号」 オフショア信託に係る個人所得税の徴収管理関連事項に関する国家税務総局の公告

本公告はオフショア信託スキームにおける個人所得税の徴収管理手続を規制し、高資産層によるクロス・ボーダー資産の隠匿及び租税回避の抜け穴を塞ぎ、国家の税務主権と徴収管理上の公平性を確保することを目的とする。

1. 主管税務機関及び申告期限の明確化：国内の主要関連企業の登録地又は財産所在地に基づいて主管税務機関を確定し、信託への資産組み入れ、収益の発生及び所得分配に対し年度・月次の明確な申告事項を規定する。
2. ルックスルー方式による全面的情報届出制度の実施：居住者個人及び非居住者個人に対し初回申告時に信託契約書、資産明細、組織体制等の資料を全面的に添付提出することを求め、オフショア信託の裏付け資産と収益に対するルックスルー型の監督管理を実現する。
3. 分割納税及び外国税額控除の設定：特定の過去からの懸案事項や一括納税が困難なケースに対し最長 5 年間の分割納税を認める。また要件を満たす国外で既に納付した税額については控除を認め、コンプライアンス要件と納税者の権利保護の両立を図る。

出典：「国家税務総局公告 2026 年 第 15 号 オフショア信託に係る個人所得税の徴収管理関連事項に関する国家税務総局の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5251338/content.html>

二、「財会『2026』11 号」「企業会計基準第 30 号—財務諸表の表示」の公布に関する通知

今回の基準改訂は、国際財務報告基準第 18 号（IFRS18）を始めとする国際的に高度な基準に積極的に整合させることを通じて、企業の財務業績の表示方法を再構築し、企業の本業への経営集中を促すとともに財務情報の国際比較可能性を高めることを目的とする。

1. 損益計算書の構造及び損益区分の再構築：従来の損益計算書において投資・財務活動に係る損益を営業利益に混在させていた取扱いを抜本的に改め、損益計算書を営業活動、投資活動、財務活動等の明確な区分に分類する。「営業利益」及び「営業利益並びに持分法適用投資から生じる収益」等の重要な小計項目を新設し、報告書利用者が企業の本業による収益力と非営業的な収益源を明確に識別できるようにする。
2. 経営者業績指標（MPM）の開示を初めて規範化：企業が自主的に公表する非 GAAP 指標（一般に認められた会計基準に基づかない指標、例えば EBIT、調整後 EBITDA 等）を対象とし、初めて基準レベルで財務諸表注記に一括開示することを義務付ける。算定ロジック、調整項目、最も比較可能な法定会計指標との項目別調整プロセスを詳細に説明することを求め、企業が独自定義の指標により業績を恣意的に粉飾する行為を抑止する。
3. 分類別・段階的な導入スケジュールの設定：国内外上場企業、国内上場企業、非上場企業といった企業類型ごとに、2027 年から 2030 年まで段階的に適用を開始する経過措置期間を設け、新旧基準の移行が円滑に進むようにする。

出典：「财会『2026』11号企業会計基準第30号—財務諸表の表示」の発行に関する通知
https://kjs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202608/t20260805_3994927.htm

三.「国家税務総局公告 2026 年 第 13 号」 企業再編業務の所得税処理に係る徴収管理上の問題に関する国家税務総局の公告

本公告は企業の組織再編・M&Aに伴う税務コンプライアンスのコストを大幅に引き下げるとともに、従来制度による主体類型に対する硬直的な制約を撤廃し、税制上の支援措置によって資本市場における組織再編・M&Aの活性化を促すことを目的とする。

1. 特殊組織再編の適用要件を大幅に緩和：特殊税務処理（所得を当面認識しない取り扱い）の適用に係る居住者企業株主の同意要件を従来の「100%同意」から「合計 50%超の同意、かつ持株比率 5%以上の上位 10 大居住者企業株主の全員同意」があれば適用可能とするよう引き下げる。
2. 非居住者及び混合主体に関する制限を撤廃：パートナーシップ、契約型資産運用商品、非居住者企業及び自然人株主が組織再編に参加する場合には従来の規定に基づき取り扱うことを明確化し、これらの存在によって居住者企業株主による特殊税務上の優遇措置の適用が妨げられたり影響を受けたりしないようにする。
3. 簡易計算方式及び継続保有要件を導入：合意に至らなかった株主に対しては、簡易的な課税計算方法を設け計算負担を軽減する。一方で、特殊処理の適用を受ける株主に対しては、12 か月以内の株式譲渡を禁止する継続保有原則の遵守を求める。

出典：「国家税務総局公告 2026 年 第 13 号 企業再編業務の所得税処理に係る徴収管理上の問題に関する国家税務総局の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5251155/content.html>